（許可状の訂正）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　設備の種別及び設備数
三　許可の番号
四　許可の年月日
五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4　第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

（許可状の再交付）

第二十八条の二　法第百条第一項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　設備の種別及び設備数
三　許可の番号
四　許可の年月日
五　再交付を求める理由

2　第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（許可の承継の届出）

第二十八条の三　第二十条の二（第二項及び第四項を除く。）の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号の二又は別表第九号の三の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。

（廃止の届出）

第三十条　法第百条第五項において準用する法第二十二条の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　廃止する年月日
三　設備の種別及び設備数
四　許可の番号
五　許可の年月日

第二十八条　第二十二条の規定は、許可状の訂正の場合に準用する。

2　法第百条第二項の許可を受けた者は、前条第一項の許可状を破損し、よごし、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書に別表第六号第2の様式による添付書類（図面を除く部分とする。）一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3　第二十二条第四項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

［新設］

（変更等の手続）

第二十八条の二　第二十条の二（第三項を除く。）の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、申請書又は届書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第六号第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。

第三十条　法第百条第五項において準用する法第二十二条の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　廃止する年月日
三　高周波利用設備の種別
四　許可の番号
五　許可の年月日